

訴 状

目 次

請求の趣旨

頁

請求の原因

同第一 本件訴訟の基底にあるもの

頁

同第二 一五年戦争と日本軍の加害行為

頁

同第三 原告王金淑ら（七三一部隊による被害者の遺族）について

頁

同第四 原告李秀英（南京事件における被害者）について

頁

同第五 原告高熊飛（無差別爆撃による被害者）について

頁

同第六 被告の責任

頁

同第七 原告らの蒙った損害について

頁

当事者及び代理人

別紙当事者目録及び代理人目録記載のとおり

損害賠償請求事件

訴訟物の価額金九九、九八〇、〇〇〇円

貼用印紙額金 訴訟救助申立

請求の趣旨

一、被告は

- 1 原告李秀英に対し、金二〇〇〇万円
- 2 原告王金淑、同王國平、同王亦兵、同王桂蘭、同王玉佐、同王玉孔に対し各金三三三三万円
- 3 原告王慧敏に対し金二〇〇〇万円
- 4 原告敬蘭芝に対し金二〇〇〇万円
- 5 原告高熊飛に対し金二〇〇〇万円

及び訴状送達の日より支払済みに至るまで年五分の割合による金員をそれぞれ支払え。
二、訴訟費用は被告の負担とする。

との判決及び仮執行の宣言を求める。

請求の原因

第一、本件訴訟の基底にあるもの

「罪の有無、老幼いづれを問わず、われわれ全員が過去を引き受けねばなりません。全員が過去からの帰結に関わり合っており、過去に対する責任を負わされているのであります。

心に刻みつけられることがなくとも重要であるかを理解するため、老幼たがいに助け合わねばなりません。また助け合えるのであります。

問題は過去を克服することではありません。後になって過去を変えたり、起こらなかったことにするわけにはまいりません。しかし過去に目を閉ざす者は結局のところ現在にも盲目となります。非人間的な行為を心に刻もうとしないうちは、またそうした危険に陥りやすいのです」（ヴァイツェッカー演説、永井清彦訳『荒れ野の四〇年』岩波ブックレット一六頁）。

これは、一九八五年五月八日、当時のリヒャルト・フォン・ヴァイツェッカードイツ大統領が、ドイツ敗戦四〇周年にあたって連邦議会で行った有名な演説の一部である。このヴァイツェッカー大統領の演説は、国内外の多くの人々に深い感銘を与えた。

しかしドイツの自らの戦争責任と加害責任に対する真摯で誠実な反省と謝罪の姿勢は、何もヴァイツェッカー大統領の右の演説だけではなく、戦後五〇年を通じて終始一貫している。ドイツは敗戦後間もない一九四九年から謝罪と補償を始め、これからも続けようとしている。このようなドイツの多年にわたる一貫した謝罪と補償の積み重ねこそが、諸国民のドイツに対する信頼とさらには尊敬の念をさえ育んできたことは周知の事実である。これに対し、ドイツと同じような立場に立つ日本政府の侵略と加害行為に対する対応は、あまりにも誠意に欠けていた。そのことがアジア諸国民の日本に対する信頼を損なってきたことは、国内外の多くの人々が指摘し続けてきたところである。

本年六月の韓国併合に関する渡辺美智男元副総理・外相の心ない発言を始め、日本の保守党政政治家や閣僚が、植民

地支配や侵略戦争を正当化したり日本軍の残虐行為を否定する発言を繰り返し、その都度アジア諸国の厳しい批判を浴びて発言を撤回し、あるいは閣僚を辞さざるをえないという醜態を繰り返してきたことは周知のとおりである。

本年六月の衆議院の「歴史を教訓に平和への決意を新たにす決議」も、敗戦後五〇年という重要な節目の年に、過去の歴史に決着をつけるという謳い文句でなされたものであったが、その内容には遂に謝罪の文字が入れられず、わが国の植民地支配や侵略戦争の正当化としか理解できないような文言が含まれていたため、中国をはじめとするアジア諸国から厳しい批判を浴びた。

右決議の与党合意の文案が発表された時点で、既に日本に近い北京の中国筋は「政権を守るために妥協しあい、いやいやつくったように見える。心のないお詫びならいらない」と強い不満を示し、中国政府筋は「決議することは日本にとって、有利で、大きなチャンスなのに、どうして積極的でないのか」と疑問視している。シンガポールの英字紙ストレーツ・タイムは「侵略と植民地支配に謝罪する最後の機会を逸した」と批判し、同紙の東京特派員は「決議の文案は日本の戦争責任への直接の言及を巧妙に避けた」、「決議合意までの動きは日本のアジア地域における信頼感を損ねた」などと批判的に伝えている（一九九五年六月七日付朝日新聞夕刊）。

ジョン・W・ダワー教授（マサチューセッツ工科大学）も次のように批判している。

「ドイツの指導者たちはナチスの残忍な行為について自責の念を明快に表明しているのに対し、日本の文部官僚や保守党政治家らは自己批判を避けている。」

（中略）

日本は、戦争について世界を納得させるほど正直に語れる政治家を一人も輩出できなかった。この問題の清算がすむまで日本が信頼感を得ることは難しいだろう」（同月一日朝日新聞）。

このように日本が厳しい批判の眼で見つめられている状況の下で、政治家たちが果たしえなかった日本への信頼回復が、日本の司法の手によって可能とされるか否かが、本件訴訟で問われているもっとも基本的な問題なのであり、この訴訟の成りゆきは、中国その他のアジア諸国はもとより、世界の国々から注目されている（因みに、ダワー教授も指摘しているように「ドイツでの英米人捕虜の死亡率は四％なのに対し、日本での欧米人捕虜の死亡率は三〇％前

後にも達し」ている。「バターン死の行進」や泰緬鉄道建設のための過酷な強制労働に対し、強い怒りを抱いている元英米兵捕虜は、今も多数生存している。貴裁判所はこのことを強く自覚されたい。

アジア・太平洋戦争における日本軍によるアジア諸国民の犠牲者は二〇〇万人にのぼると言われている。

特に一九三一年以来一九四五年まで、一五年の永きにわたって日本軍の侵略を受けた中国の犠牲者は、とくに甚大であった。一九三七年の蘆溝橋事件以降だけでも中国軍民の死者は、九〇六万人にのぼった。日本軍は、南京大虐殺をはじめ中国各地で中国人数を極めて残忍な方法で殺傷し、強姦し、財産を奪い、「従軍慰安婦」と称して中国人婦女を拉致して性的奴隷とし、あるいは中国人を日本に強制連行して極めて悪劣な条件の下で過酷な労働に従事させるなど、中国の人々に甚大な被害を蒙らせた。その残虐さは、多くの中国人捕虜などを「マルタ」と称して細菌兵器開発のための人体実験に供した七三一部隊の所業に象徴的に示されている。それはまさに悪魔の所業と言うに応しい非人間的所業であった（作家森村誠一が、『悪魔の飽食』の書名で七三一部隊の実態を克明に描出したことは、周知のとおりである）。

このため、生き残った人々や殺害された人々の遺族に、戦後五〇年を経過した今日もなお筆舌に尽くしがたい精神的・身体的痛苦を味あわせている。これに対し日本政府は、個人に対する謝罪と賠償を戦後五〇年もの間全く行わなかった。しかし自国の犯した罪科について、被害者に対し政府として謝罪と賠償を行うことは、人道上の道義的義務であるばかりでなく、今日の国際法上の法的義務である。

一九七二年九月二九日の「日本国政府と中華人民共和国政府の共同声明」において、中華人民共和国政府は「中日両国民の友好のために、日本国に対する戦争賠償の請求を放棄する」と宣言したが、これは中国の日本国に対する国家の賠償請求を放棄したものであって、中国人個人の賠償請求に対する日本国の法的義務を免責するものでは決していない。

戦後五〇年も経過し、既に謝罪と賠償とが遅きに失していること、及び被害者やその遺族が高齢に達していることを考慮すれば、右の謝罪と賠償とはできるだけ速やかになされなければならないことは多言を要しまい。

第二、一五年戦争と日本軍の加害行為（概要）

一、一五年戦争の概要

1、前史

日本の対外膨張政策は明治期以来一貫したものであるが、その最初の本格的な現れは、一八九四、五年の日清戦争であった。この戦争は、朝鮮支配を目指す日本が、当時朝鮮の宗主国であった清国の影響力を朝鮮から排除するための闘いであり、勝利した日本は下関条約により朝鮮国の「独立自主」を清国に承認させ、遼東半島・台湾・澎湖列島を割譲させ、邦貨に換算して約三億円という巨額の賠償金を得た。

ついで一九〇一年には北京議定書により、日本は列強と共に公使館防衛のために公使館所在区域内に常置護衛兵を置く権利及び首都・海浜間の自由交通を維持するために必要な各地点を占領する権利を獲得した。これにより日本は、同年清国駐屯軍（一九一二年に支那駐屯軍と改称）を編成し、司令部を天津に置き、天津・北京・山海関などに陸軍部隊を配置した。これより先一八九八年に日本は天津に専管租界を設置した。

更に一九〇四、五年の日露戦争により、日本は、先に日清戦争後の露・独・仏の三国干渉により放棄させられた大連・旅順を含む遼東半島先端部の租借権を獲得し、ここに関東州を設け、関東都督府（のち関東庁）を置いた。また帝政ロシアが所有・経営していた東清鉄道のうち南滿支線の長春・大連間、安奉線（安東―奉天）その他を獲得し、一九〇六年、その経営のために南滿州鉄道株式会社を設立した。また右の沿線地方の行政権・警察権を得、鉄道警備のための鉄道守備兵駐屯権を得た。この関東州の防備と鉄道守備のために配置された日本軍が後の関東軍である。

一九一〇年には、日本は韓国を併合し、これを植民地とした。

これが一九三一年のいわゆる満州事変に始まる一五年戦争の前史であり、以上によって、日本は対中国全面侵略への基礎を固めたのである。

2、満州事変

その後日本（関東軍）は、謀略を用いては軍事的介入を試み、満蒙全域の支配を狙うが、その最も典型的なものが、一九三一年九月一八日の柳条湖事件に始まるいわゆる満州事変である。これが一九四五五年の日本敗戦によって幕を閉じることになる一五年戦争の発端であった。

すなわち、同日午後一〇時過ぎ、奉天（現在の瀋陽）から東北約七・五キロの柳条湖で、「支那正規軍」が南満州鉄道を爆破したという口実の下で、関東軍が柳条湖北五〇〇メートルにある中国東北辺防軍の兵営である北大営を攻撃した。しかし南満州鉄道の線路上に爆薬を仕掛けたのははかならぬ関東軍（独立守備歩兵第二大隊第三中隊の将校及び兵卒）であり、爆発音を起こしただけで線路は破壊していなかった。完全に関東軍の謀略であった。

侵略を開始した関東軍は翌三二年には満州の主要部を占領し、関東軍に帰順した各省長らによる「東北行政委員会」なるものを設置し、同年三月一日、同委員会をして「満州国」建国宣言を行わせた。関東軍は、第一次天津事件（三一年一月、奉天特務機関長土肥原賢二大佐の謀略により天津で暴動が起こされた）に乗じて天津から連れ出した清朝廃帝の愛新覺羅溥儀を満州国執政に就任させ（後に満州国皇帝）、国際連盟が派遣したリットン調査団の報告書発表の直前の三二年九月に日本は先手を打って満州国を承認した。満州国は、日本の傀儡国家であり、植民地にはかならなかった。しかし同年一〇月に発表されたリットン調査団の報告書は、日本軍の軍事行動は合法的な自衛措置と認めることはできず、満州国は自発的な独立運動によって成立したものと考えられないとし、日本側の主張を完全に否認した。

翌三三年三月に日本は国際連盟を脱退し、国際的な孤立化を深めた。同時に日本はその後次第に米英との対立を深めてゆき、一九四一年に勃発するアジア太平洋戦争への道を突き進むことになる。

更に関東軍は熱河省の満州編入を図り、一九三三年一月以降熱河省に侵攻し、同年四月以降長城線を突破して河北省に侵攻した。これは同年五月の関東軍・国民政府軍間の塘沽停戦協定で停戦に至ったが、日本の膨張政策にとっては、それはあくまでも一応の停戦でしかなかった。

他方「満州国内」では、日本による支配からの解放・独立を求める反満抗日闘争が随所で起きた。関東軍はこ

れを「匪賊」と称し、「匪賊」討伐に乗り出すが、その際に無幸の住民を虐殺することが少なくなかった。三二年九月に発生した平頂山の全住民虐殺事件はその代表例である。

これより先、三二年一月にはいわゆる第一次上海事変が起こされた。同月、上海で日本人居留民と中国人との間で衝突が生じたが、この事件は、板垣閔東軍参謀から列国の注意を満州からそらしてほしいという依頼をうけて、上海駐在公使館付陸軍武官補佐官田中隆吉少佐が仕組んだ謀略であった。これを契機に、日本政府は、軍艦・海軍陸戦隊を増派し、後さらに陸軍からも上海派遣軍が出動し、中国軍と激しい戦火をまじえるという事態を生じた。

3、日中戦争

その後も日本の支配欲は飽くことを知らず、三三年の塘湖停戦協定の後、三五、六年には河北の資源・市場の獲得を目指して河北の中華民国政府からの分離工作を進めた。

こうした情勢下で一九三七年七月七日夜、支那駐屯軍が蘆溝橋北方永定河東岸で演習中、中国軍の陣地のある竜王朝の方向から数発の実弾が飛来した。これをきっかけに日本軍は中国軍を攻撃し、蘆溝橋付近で日中両軍の戦闘が繰り返された。八月一二日には上海で海軍が陸軍の派兵を要請し、翌一三日日中両軍は交戦状態に入った（第二次上海事変）。

こうして日中両軍の武力衝突は日中間の全面戦争へと発展した。

一月七日、中支那方面軍（司令官松井石根大将）が編成され、南京に向けて急進撃した。同月一七日に国民政府は首都の重慶移転を決定した。日本軍は南京への進撃途上の至る所で住民に対する略奪・暴行・虐殺・放火を行い、同月一三日に南京を占領すると、虐殺・略奪・強姦・放火など南京大虐殺として世界を震撼させた残虐行為を繰り返した。南京城内外で殺害された中国軍民は二〇万人を下らないと言われている。

しかし三六年一二月の西安事件を契機に、いわゆる第二次国共合策が行われた中国軍民の救国抗日の意思は硬く、日本は泥沼の長期戦に踏み込むこととなった。

4、アジア太平洋戦争

中国戦線が膠着状態にあるという情勢の下で、日本は南方の資源獲得を目指して南進政策をとり、一九四〇年九月に日本軍はフランスがドイツに敗退したのに乗じて強引に北部仏印（現ベトナム北部）に侵攻した。次いで四一年七月には南部仏印に進駐した。この間四〇年九月には日独伊三国同盟が結ばれた。

これらのことは米英との対立を決定的なものにした。

北部仏印侵攻直後にアメリカは日本に対する屑鉄輸出を禁止し、南部仏印進駐の前後に米・英・オランダが相次いで日本資産の凍結を行い、四一年八月にはアメリカは対日石油輸出禁止の措置をとった。それまで日本はアメリカからの屑鉄や石油といった軍需物資に依存して戦争を遂行していたから、仏印進出は自らを窮地に追いつめることに他ならなかった。窮地に追いつめられた日本は自衛のためと称して対米英蘭戦に踏み切るという重大な誤りを犯した。

こうして一九四一年十二月八日にアジア太平洋戦争が開始された。しかしそれは軍国主義日本の破滅への最後の歩みであった。戦争初期の段階でこそ、日本は華々しい成功を収めたが、早くも開戦翌年の四二年六月に日本軍はミッドウェー海戦で大敗北を喫し、これを境に日本軍は次第に劣勢に追い込まれていった。同年八月のガナルカナル戦を契機にアメリカ軍の反攻が開始され、ニューギニア・ソロモン・タラワ・サイパン・テニアン・フィリピン・沖縄と順次失陥させ、一九四五年八月六日と九日に広島・長崎に原爆が投下され、九日にはソ連が対日参戦し、遂に八月一日に日本はポツダム宣言を受諾して降伏した。柳条湖事件に始まる一五年にわたる日本の侵略戦争は、ここに幕を閉じたのである。

二、日本軍の残虐行為

1、一五年戦争の犠牲者

一五年戦争を通じて日本国民は大きな被害を蒙った。その犠牲者は軍人・軍属・民間人を合わせて計約三一〇万人にもなった。

しかし日本軍の侵略がアジア諸国民に与えた犠牲はそれをはるかに超え、実に二〇〇〇万人の多数に及んでいる。右のほか当時日本の植民地であった朝鮮・台湾の人々の犠牲も甚大であった。

一五年戦争の間、日本軍（及び出先官僚・企業）は各地で残虐行為を行った。

2、中国での残虐行為

中国では既に述べた南京大虐殺や平頂山事件のほか、満州における資源収奪のため、中国人労働者は炭坑・鉱山・ダム工事などで劣悪な労働条件の下で酷使され、死者、時には重傷者が生きたままで捨てられる万人抗が各所に出現した。

一九四一年から四三年にかけて中国共産党軍が頑強に戦っていた華北では、北支方面軍は「中共勢力剿滅」を呼号し、焼きつくし殺しつくし奪いつくすという「三光政策」（焼光・殺光・槍光）を行い、住民の大量虐殺・村落の焼き討ち・強姦が至るところで行われた。

また日本軍は、国際法に違反した毒ガス・細菌兵器を使用した。たとえば三九年一〇月から四〇年一月までの翁英作戦では、二九四発のイペリット弾、四一年一〇月の宜昌攻防戦では一〇〇〇発のイペリット弾をジフエニールシアンアルシン弾とともに使用し、中国軍民に多数の死傷者を出した。

石井部隊（七三一部隊）などによる細菌戦は三九年のノモンハン事件のほか、四〇年寧波、四一年常德、四二年浙 作戦で細菌攻撃が行われた。

このほか七三一部隊の生体実験・南京大虐殺・無差別爆撃による一般市民の殺傷などについては後に詳述す。蘆溝橋事件以降だけでも中国軍民の死傷者は二二二六万余人、そのうち死者は九〇六万人の多数にのぼった。

3、フィリピン・マレー・シンガポール・インドネシア・ビルマでの残虐行為

南方占領地域では、石油・ニッケル・ボーキサイト・クロム・マンガン・燐・ゴム・錫・タンゲステン・マニラ麻などの資源の収奪が行われたほか、人民に対する略奪・強制労働・大量虐殺・強姦・「従軍慰安婦」という

名の性的奴隷扱いなどが占領各地で行われた。虐殺数はシンガポールだけで数万人に達したと推定されている。有名な泰緬鉄道の建設では、連合軍の捕虜及び東南アジア各地から強制連行された労働者が工事に投入され、過酷な労働と虐待により捕虜六万一〇〇〇人のうち一万二三九九人、現地労働者七万人のうち三万二〇〇〇人が死亡した（現地労働者二五万人、死亡者推定九万人以上という数字もある）。

日本の占領は東南アジア諸国民にとって「暗黒時代」であり、「恐怖と不安の日々」であった。このため東南アジアの至る所で抗日解放の闘争が起こった。

4、結び

以上の事実は、帝国日本の「大東亜共栄圏」スローガンの欺瞞性と、昨今の一部閣僚や保守党議員の「日本が行った戦争はアジア諸国民を欧米の植民地支配から解放するための闘いであった」旨の発言の虚偽性を何よりも雄弁に物語っており、一五年戦争が日本の侵略戦争であったことは、何人も否定し得ない歴史の真実である。日本軍の残虐行為は、一五年戦争が侵略戦争であったことの当然の帰結であった。

（注） 以上に関する歴史的文献としては、

家永三郎『太平洋戦争 第二版』岩波書店、江口圭一『一五年戦争小史』青木書店、藤村道生『日清戦争』岩波新書、大江志乃夫ほか編『岩波講座 近代日本と植民地Ⅰ』（特に同書Ⅱ、8 江口圭一「帝国日本の東アジア支配」）、『昭和の歴史』小学館、江口圭一『第4巻 十五年戦争の開幕』、藤原彰『第5巻 日中全面戦争』、木下順一郎『第6巻 太平洋戦争』、『近代日本の軌跡』吉川弘文館『第3巻 日清日露戦争』（井口和起編）、『第5巻 太平洋戦争』（由井正臣編）、高嶋伸欣『旅しよう東南アジアへー戦争の傷跡から学ぶ』岩波ブックレット、参謀本部『満州事変作戦経過ノ概要』巖南堂書店、室井兵衛編著『満州独立守備隊』（非売品）その他多数のものがある。

び原告敬蘭芝（七三一部隊による被害者の遺族）について

一、七三一部隊の概要

日本軍が一九三七年七月七日、廬溝橋事件をきっかけに中国への全面的侵略を開始すると（「日中戦争」）、石井部隊は人体実験を含む細菌・化学戦研究を本格的に行なうようになり、まず三八年六月三〇日にハルビン郊外平房付近が「特別軍事地域」に指定され、石井部隊の本部を背陰河からそこに移転する作業が始まった。平房の広大な土地を中国人を追い出して囲み、巨大な研究・実験施設を建設したのは、三八年から三九年にかけてである。部隊は四〇年八月一日には関東軍防疫給水部と改称され、四一年からは秘匿名として「七三一部隊」が使われるようになった。一方長春の関東軍軍馬防疫廠には秘匿名として「一〇〇部隊」が使われた。四〇年十二月二日には、関東軍司令部の命令により、牡丹江、林口、孫吳、ハイラルに七三一部隊の支部が設置される。

七三一部隊の本部、ハルビン（平房）の組織の中核は四部から成っていた。細菌研究を行う第一部隊（部長は菊池齊）は、ウィルスの笠原班、ペストの高橋班、赤痢の秋貞班、コレラの湊班、チフスの田部井班というように、十数班から成っていた。凍傷研究の吉村班も、その一つの班である。第二部（部長は太田澄）は実戦研究を行い、植物絶滅研究の八木沢班はここに属していた。第三部（部長は江口）は、石井式濾水機の製造。そして、細菌製造を行う第四部（部長は川島清）には、細菌製造の柄沢班、発疹チフス及びワクチン製造の朝比奈班があった。以上の四部の他に、総務部、教育部、資材部、診療部があった。

丸太に対し人体実験がくり返されたのは、主として平房の第七・八棟及び安達の野外実験場においてである。三八年一月二六日付の「特移扱二関スル件通牒」によって、反満抗日運動の関係者は「思想犯」とみなされたものが憲兵隊や警察によって中国各地から組織的に七三一部隊に送りこまれた。そこから生還したものは一人もない。人体実験の犠牲となった中国人（他にロシア人や朝鮮人等もいた）は、少なくとも推定三〇〇〇名。実験のための丸太は組織的に供給されたため、「実験材料」に不足したことはなかった。

七三一部隊の日本人は、一九三九―四〇年には三〇〇〇名を数える大部隊だった。以後、次第に減少し、敗戦時の四五年八月には一五〇〇名程になっていた。四五年八月八日、ソ連の対日参戦により関東軍が敗走すると、陸軍

省は石井に七三一部隊の施設を徹底的に破壊するよう命令を出し、証拠隠滅をはかった。収容されていた丸太を全員殺し、石井は飛行機で、隊員の多くは列車で釜山経由で日本に帰った。逃げ遅れたものはソ連に拘留され、その一部はのちにハバロフスク軍事裁判にかけられることになる。アメリカは、石井ら部隊幹部の戦犯免責と引きかえに、人体実験を含む細菌戦研究の成果を獲得する。

二、ところで、右に述べたように七三一部隊の犠牲者は全て殺戮されており証拠も隠匿されているが故に、犠牲者の具体的内容について全てが解明されている訳ではない。

しかし、いくつかの確実な資料により七三一部隊に送致された人々が判明しているものも存在する。

第一のケースは一九四一年七月牡丹江市で日本の憲兵隊により逮捕され、送致された件である。

第二のケースは一九四一年一月大連の憲兵隊によって逮捕された人々である。

第三のケースは一九三九年六月第二次ノモンハン戦争の際捕らえられた人々である。本件の王耀軒及び王東升は右大連事件で、朱之盈は牡丹江事件で逮捕され七三一部隊に送られ殺害された。

三、原告王金淑・王國平・王亦兵・王桂蘭・王玉佐・王玉孔（王耀軒の遺族）について 前記六名は父王耀軒の子供である。王耀軒は一八八九年河北省で生まれたが、その後織糸工場を経営し、一九四〇年には大連の黒石礁で興亜写真館の名で写真館等を経営していた。

当時王耀軒の家族のうち原告王國兵及び同王亦兵は勉学のため北京の小学校に通い、妻王趙氏その他の子供は河北省の饒陽で農業をしていた。

また、王耀軒の兄である王月軒は天津で工場を経営していた。一九四三年一〇月王耀軒が北京から饒陽へ帰る途中天津の王月軒方に立ち寄った際、大連の日本憲兵隊によって王月軒の子供である王東升と共に逮捕された。

逮捕の理由は王耀軒らが反日の地下活動をしていたとのものであり、王月軒が救い出そうとしたが、果たせず、

そのまま消息が途絶えてしまった。

一家の稼ぎ手を失った家族は物乞いの生活を余儀なくされるなど父親を失ったことによる経済的、精神的被害ははかりしれない。

王耀軒の消息は一九四三年当時、細菌工場に送られたと言われたが、最近の資料により七三一部隊に送致され殺害されたことが判明した。

四、原告王慧敏（王東升こと王学年の遺族）について

原告王慧敏は王東升の妹である。王東升は一九一九年河北省で生まれた。父は王月軒といい、王耀軒は月軒の弟にあたる。東升は一九三九年天津に移り住むようになり、一九四九年から同市において銅絲鋼の工場を経営していた。

既に、王東升は一六〇一七歳くらいで劉姜玉と結婚し、王雲蘇（長女）と王夢章（長男）の二人の子供がいた。四三年一〇月のある朝、白浜重夫を隊長とする憲兵隊が東升の家（右の工場とは別のところにあった）にやってきて、何の説明もなく寝着のまま東升に手錠をかけて車に乗せて連行して行ってしまった。

憲兵たちは東升だけに手錠をかけて車に乗せた。妻や二人の子ども達には手を出さなかったし危害も加えなかった。ただ妻が憲兵になぜ東升を連れて行くのかとすがりつこうとしたときに、銃底で妻は殴られた。

一家の稼ぎ手を失った家族は物質的、精神的にも多大な被害を蒙ったし、父親や兄弟も精神的に多大な打撃を蒙った。

白浜重夫の名前は最近の資料によって判明した。東升がどこに連れて行かれたのかわからなかったが、王耀軒とともに七三一部隊に送致され殺害されたことも明らかになった。

五、原告敬蘭芝（朱之盈の遺族）について

原告敬蘭芝は一九二二年父敬恩徳と母孫子の子供として生まれた。

一九三九年原告敬蘭芝の叔父敬恩端の紹介で、当時牡丹江駅近くの牡丹江鐵路機務段に勤務し、鉄道の管理や修理をしていた朱之盈と結婚し、宿舎で生活していた。

朱之盈は地下活動をしていたが、一九四一年七月一七日日本の憲兵隊に逮捕され、同日夜原告敬蘭芝も連行された。当日夜、原告敬蘭芝は憲兵隊から叔父敬恩端の行方につき尋問を受けたが、その際革のベルトで何度も殴られるなどの拷問を受けた。翌日原告敬蘭芝は別の部屋に連れて行かれたが、そこには両手を縛られ、蹴られていた夫朱之盈がいた。

日本憲兵は原告敬蘭芝に暴行を加えた。夫である朱之盈は「主婦だから何も知らない」といって原告敬蘭芝をかばった。すると朱之盈に拷問が加えられた。七月二〇日再び憲兵隊は原告敬蘭芝を夫のいる部屋につれていったが、朱之盈は棒にくくりつけられ顔が血まみれになるほど拷問を加えられていた。四日後原告敬蘭芝は釈放されたが、朱之盈は戻って来なかった。

その後原告敬蘭芝は、夫の消息をたずねたが結局わからなかった。一九四九年頃、知り合いからババロフスク裁判の中で、夫が七三一部隊に送られ人体実験にされたことをきき原告敬蘭芝は死ぬほどの苦痛を味わった。

第四、原告李秀英（南京事件における被害者）について

一、南京事件の概要

一九三七（昭和一二）年七月七日、北京郊外の蘆溝橋で日本軍と中国軍の武力衝突が発生した。日本政府や軍部内に、この事件を口実に軍事力によって中国華北地方を占領し、抗日運動を制圧しようという強硬論が台頭した。この結果、七月二八日には華北で日本軍が総攻撃を開始し、八月一三日には上海でも日中両軍の武力衝突が発生した。同日、閣議は上海派遣軍の派遣を決定、一五日、政府は「暴戾支那の膺懲（征伐してこらす）」という事実上の戦争宣言を発し、事態は日中全面戦争へと発展した。

当時、中国では国民党と共産党との間の、いわゆる国共合作が成立しつつあり、日本軍の侵略行為にたいし抗日

意識は高揚していた。従って軍事的な一撃によって短期間のうちに中国を屈伏させられるという日本側の予想に反して、中国軍民の抵抗は激烈を極めた。とくに上海では国民党の蔣介石が、日中戦争初期の段階で最大七〇余個師という兵力を動員したこともあって、すさまじい激戦が展開され、日本軍は苦戦を余儀なくされた。このため、さらに第十軍を杭州湾北岸に上陸させることによって、十一月中旬、ようやく上海戦線を突破した。武力衝突発生以来三カ月におよぶ悪戦苦闘の激戦であった。この過程で上海派遣軍と第十軍を統一指揮する中支那方面軍司令部（司令官松井石根大将）が設けられた。

上海を制圧した現地軍は、引き続いて首都南京の攻略を主張し、強引に戦線を拡大した。

そして大本営もこれにひきずられて十二月一日、南京攻略を命令した。このため日本軍各部隊はさきを争って南京に殺到し、十二月三日には同地を占領した。

この南京占領にともなって起こった「南京大虐殺」とは、日本軍による各種の殺害、略奪、暴行、放火、強姦などをいう。

その内容は

① 中国軍捕虜に対する組織的な虐殺行為

南京占領の前後に多くの戦意を失った中国軍将兵が日本軍に投降してきたが、これらの将兵に対し集団的に殺害を行った

② 中国軍敗残兵の一方的殲滅

南京戦においては典型的な包囲殲滅が行われ、日本軍の完全な勝利に終わった。

その際中国将兵は戦意を喪失、何も出来ない敗残兵が数多くいたがこれらの敗残兵に対し、投降を勧告することなく何ら抵抗していない敗残兵を一方的に追撃殺害した

③ 「便衣兵狩り」

中国兵のなかには戦意を喪失し軍服と武器を捨て一般市民の服装をしていた多くの者がいたが、日本軍は「便衣兵狩り」と称して軍人とおぼしき人々を捕縛し、殺害に到らしめた

そのなかには一般の市民も多く混ざっていた

④一般市民に対する日本軍の残虐行為

前述した「便衣兵狩り」や、殺された日本兵に対する腹いせ、更には強姦のため多くの老人や子供、婦人など一般市民が殺された。

というものである。

二、原告李秀英の損った被害

原告李秀英は一九一九年、父李松山、母李湯氏の子供として生まれた。

一九三七年三月頃陸浩然と結婚し、当初上海で暮らしていたが上海事変のため危険となり、夫とは別に南京市へ戻り同市珠化路三〇号で生活した。

しかし、南京市も危険になったため同年一月七日頃南京市の難民区にあったアメリカの小学校の建物に父親と二人で移り住んだ。

右建物は地上一階地下一階建てであり、地下には二部屋あったが、地下の一部屋に男性が四〇人くらい、他の一部屋に女性が二〇人くらいの中国人が非難して住んでいた。

一月一八日午後日本兵が右建物に来て、若い男を六、七人を連れていった。翌一九日午前八時か九時頃、日本兵が四、五人来て、女性を連れていこうとした。

当時、原告李秀英は妊娠七ヶ月だったため暴行を受けるよりは死のうと思いコンクリートに頭をぶつけて気を失った。

同日の午後三時頃か四時頃再び三人の日本兵が来た。二人の日本兵は若い娘を連れて外に出ようとしていたが、残った一人が原告李秀英のところに来て服を脱がそうとかがんだので、日本兵が腰にさげていた銃剣を取ったところ、日本兵に両手をつかまれた。銃剣を取られた日本兵は他の日本兵を呼んだため、他の二人の日本兵は、原告李秀英の頭や足をめった刺しにし、腹部まで刺した。

父親は原告李秀英が死んだと思い埋葬しようとしたところ、血の泡が出たのを見て、馬寧病院（当時）に運び、そこで治療を受け、九死に一生を得た。

傷は全部で三七ヶ所もあり、子供も流産した。二ヶ月後に退院したが、現在でも顔や歯の傷跡が痛んでいるなどの死に値する被害を蒙っている。

第五、原告高熊飛（無差別爆撃による被害者）について

原告高熊飛は一九三九年二月、浙江の金華で生まれた。日本軍の攻撃が激しくなったため、一九四三年春頃家族とともに永安市に移住した。

一九四三年一月四日午後一時頃、日本軍の飛行機により永安市が爆撃された。

当時は父親は南平市に行っており、家には母邵鑄華と原告高熊飛及び二人の妹がいた。家族は机の下に非難し、上から布団をかけた。日本軍は当初機銃掃射を行い焼夷弾を投下した後、爆撃を加えた。爆弾の一発が家の前に落ち、爆弾の破片により母邵鑄華と原告高熊飛は右腕を負傷し、直ちに病院で治療を受けたが、母邵鑄華及び原告高熊飛の右腕が失われた。

尚、当日の日本軍の空爆は二次にわたり行われ、永安市の多くの住民が殺傷され家が焼かれた。特に原告高熊飛の住んでいた建物内には七家族がいたが、うち二家族が全員死亡している。

原告高熊飛と母親は片腕を失ったことにより肉体的、精神的にも多大な被害を蒙っている。

第六、被告の責任

一、国際法・国際慣習法違反

1、七三一部隊関係

(一) 陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約違反

(1) 日本は一九〇七年の陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約（以下ハーグ条約という）を、一九一一年一月一六日に批准し、一九一二年二月一三日、批准書の寄託をなした。

同条約の付属規則である陸戦ノ法規慣例ニ関スル規則（以下ハーグ規則という）は、その第六条において捕虜の使役を禁じ、また第二三条において害敵手段として不必要の苦痛を与ふべき兵器、投与物その他の物質を使用することを禁じ、また第四六条において個人の生命は尊重すべしと定めている。しかもハーグ条約は、その前文にいわゆるマルテンス条項といわれる類推・拡張条項をもち、『一層完備した戦争法規が制定されるまでは、その余の場合においても、人民、交戦者は、文明国間に存する慣習、人道の法則および公共良心の要求より生ずる国際法の原則の保護と支配下にある。』と定める。その制定時、生物兵器戦、あるいは生体実験の発生を予見し難かったがために明文規定こそ定めなかったものの、同規則が生体実験を禁止していることは論ずる余地がない。

(2) なお、ハーグ条約は第二条で本条約の適用の条項をおき、「交戦国が悉く本条約の当事者なる時に限り、締約国間のみこれを適用す」と定めている（これを「総加入条項」という。）ところ、一部交戦国が未批准であったことから日本についても適用されないのではないかとの論が存する。

しかし、日本は当時、第二次大戦について、「今次大戦の交戦国中、コスタリカ、ホンジュラスは未批准、未加入、イタリアとドミニカは署名、未批准のため適用なく、ただ国際法の通念としてこれに遵由する」とし、また、ハーグ規則第四六条について、「陸戦ノ法規慣例ニ関スル規則第四六条が総当事者条項（第二条）の作用により、第二次大戦の当事国に不適用の場合でも、既に国際慣習法として成立していると認められる」との判例（昭和四一・二・二八日東京地裁判決、東京水交社事件）もあるものであり、少なくとも、ハーグ規則の定めるところのものが当時の国際慣習法となっていたことは明らかである。

(二) ジュネーブ毒ガス議定書違反

また、日本はジュネーブ毒ガス議定書につき一九二五年六月一七日署名し、一九七〇年五月二一日に批准書

寄託をしたが、同議定書は、『窒息性ガス、毒性ガス又はこれに類するガス及びこれと類似のすべての液体、物質又は考案を戦争に使用することが、文明世界の世論によって正当にも非難されているので、この禁止が諸国の良心及び行動をひとしく拘束する国際法の一部として広く受諾されるために、次のとおり宣言する。』条約国は前記の使用を禁止する条約の当事国となっていない限りこの禁止を受諾し、かつ、この禁止を細菌学的戦争手段の使用についても適用すること及びこの宣言の文言に従って相互に拘束されることに同意する。』と定め、ここにおいても生物戦の手段としての生体実験を禁止している。

この条約については、批准書寄託が一九七〇年と遅れたこともあって、当時、未発効ではあったが、前記ハーグ規則と相まって、少なくとも当時、生体実験禁止の国際慣習法が成立していたことの根拠とはなり得る。

(三) 人道に対する罪

そして最後に七三一部隊の行なった生体実験は、東京裁判において準拠法となっていた「極東国際軍事裁判条例」の定める人道に対する罰にも該当する。

即ち同条例はその第六条二項において『C 人道に対する罪、即ち、戦前又は戦時中為されたる殺戮、殲滅、奴隸的虐待、追放其の他の非人道的行為、若は政治的、宗教的又は人種的理由に基く迫害行為であって犯行地の国内法違反たると否とを問わず本裁判所の管轄に属する犯罪の遂行として又は之に關聯して為されたるもの』と定める。

七三一部隊の行なった生体実験は右に記す文言を使用すれば、歴史上稀にみる非人道的な方法による殺戮ということになる。

なおこの人道に対する罰は、これを永久に許さず、責任を追及していくという思想から、時効不適用条約（注攻日本は未批准）により時効による免責方法も否定されている犯罰類型である。

(四) 七三一部隊が、原告王金淑、同王國平、同王亦兵、同王桂蘭、同王玉佐、同王玉孔の父亡王耀軒、同王慧敏の兄亡王東升および同敬蘭之の夫亡朱之盈に対しなした行為が右各法規に違反することは明らかである。

2、住民被害関係

(一) ハーグ条約・規則違反

もともと、非戦闘員（一般住民）、非軍事目標を敵対行為の直接の影響から保護しなければならないとの原則（区分原則）は、相当古くから認められてはいたが、近代国家による国民軍制度の普及にともない、正規軍以外の文民ないし一般住民は戦闘の惨禍から保護されるべきであるとの思想が広まり、非戦闘員（一般住民）不可侵の原則が確立されるに至った。

そしてハーグ規則はその第五条において「防守されていない都市、村落、住宅、または建物に対する攻撃または、砲撃は、いかなる手段によっても禁止される」と定め、また第四六条において「家の名誉および権利、他人の生命、私有財産ならびに宗教の信仰および其の遵行は、これを尊重する」と定めている。

原告李秀英に対する行為が右の規定に反することは明らかである。

また原告熊高飛に対する爆撃も右に違反すること明らかである。

(二) 空爆禁止の慣習法違反

一八九九年第一回ハーグ会議において「空爆禁止宣言」が採択されたが、これは五年の期限つきであったので一九〇五年失効した。一九〇七年の第二回ハーグ会議においても「空爆禁止宣言」が一五カ国の署名と批准を得たが、参加国の三分の一にとどまり、また有力な陸軍国が加入せず、加えて総加入条項が存したため事実上条約としての効力を生じなかった。

その後日本は、一九九二年二月一日、空戦に関する規則に署名をなした。右は未だ未批准のため発効に至っていないが、同規則は、その第二四一条において空中爆撃は軍事目標に対して行われる場合についてのみ適法であるとし（軍事目標主義）、第二二条において普通人民を威嚇し、非戦闘員を損傷することを目的とするものを禁止し、第二四三条において陸上軍隊の作戦行動の直近地域でない都市、町村、住宅または建物の爆撃を禁止し、さらに第二五五条において爆撃から保護されるべき建物等について定める。

この「空戦に関する規則」については、「そこに規定されている無防守都市に対する無差別爆撃の禁止、軍事目標の原則は、それが陸軍及び海軍における原則と共通している点からみても、これを国際慣習法であると

いって妨げないであろう。」との判例（昭和三八・一二・七日東京地裁、原爆訴訟）もあり、非戦闘員に対する空爆禁止は当時の国際慣習法となっていたものである。

そして原告熊高飛に対する爆撃は右にも違反するものである。

（三）人道に対する罪

さらに原告李秀英、同熊高飛に対する日本軍の行為は、殺戮、殲滅その他の非人道的行為に該当し、前記の人道に対する罪にもあたるものである。

二、条約および国際慣習法の国内的効力

大日本帝国憲法一三条では「天皇ハ戦ヲ宣シ、和ヲ講ジ及ビ諸般ノ条約ヲ締結ス」とされ、条約の締結は天皇の外交大権に属するものとされていた。

従って、条約の締結は帝国議会の協賛を要するものではなく、天皇の裁可は締結と同時に批准の意味をも持つものとされ、上諭を付して公布されれば国内法的効力を有するとされていたのである。

国際慣習法についても同じである。

日本国憲法第九八条二項は、「日本国が締結した条約および確立された国際法規はこれを誠実に遵守することを必要とする」と定め、条約ならびに国際慣習法を遵守する義務があることを定めている。

そして、条約ならびに国際慣習法は国内裁判所で直接適用しうる法源として自動執行力をもつ。

三、被告の損害賠償責任

1、国家責任と個人請求権

（一）国際違法行為と国家責任

国際法上、国家責任は国家の違法行為から生じる。

この国際違法行為は、（１）、国際法上国家に帰属する作為又は不作為からなる行為、および（２）、国家の

国際義務違反を構成する行為である。

国際義務の違反は、国際犯罪と単なる国際違法行為に分けられるが、国際犯罪は、国際社会の基本的な利益の保護のために不可欠であるのでその違反が国際社会全体によって犯罪であると認められるような国際義務の違反であるとされている。

人権に関する国際法についていえば、国家責任の問題は、国が国際的に認められた人権を尊重する義務に違反した場合に生じるものであり、その義務は、国際的に認められた人権を尊重する義務だけでなく、これらの権利を確保する義務、すなわち私人による国際義務の遵守を確保し侵害を防止する義務をも負う。

政府が、相当な注意をもって人権侵害に対する十分な対応を行い、またはこれを組織的に防止することを怠った場合には、国家は法的、道徳的に責任を負う。

本件については、原告らに対する人権侵害行為を防止する義務を負っている被告が前記の条約に違反し、自ら原告らに対する人権侵害行為をなしてきたものであり、これは国際違法行為のうち、戦争犯罪を構成する国際犯罪に該当し、被告に法的責任が生じる。

(二) 国際社会全体に対する国家責任

次に国家責任を誰に対して負うかである。

人権諸規定によって保護される利益は、特定の国にのみ割り当てられるものではない。

多国間条約の他の全ての締約国や国際慣習法の関連する規定によって拘束される他の全ての国が被害国であり、多国間の人権条約又は人権に関する国際慣習法に基づく国家責任は単に被害国に対するものではなく、国際社会全体に対するものである。

これは、国際司法裁判所のバルセロナトラクション事件判決において次のように述べられているところである。

「国家の国際社会全体に対する義務と外交保護の領域において他の国家に対して生じる義務との間に区別を設けることが重要である。その性質からして、前者は全ての国家の関心事である。問題となっている権利の重

要性からすれば、全ての国家がそれらを保護することに法的な利害を有していると言える。それらは、対世的な義務(erga omnes obligations)である。かかる義務は、例えば現代の国際法においては、侵略行為、集団殺害の違法化並びに奴隷制度および差別からの保護を定めた人間の基本的権利に関する原則及び規則から生じる。これらの保護すべきいくつかの権利は、一般国際法の体系に含まれるようになったし、その他の諸権利は、世界的又は準世界的な性格を有する国際文書によって規定されている。」

(三) 国際人権法における国家責任とこれに対応する個人の権利

更に、第二次世界大戦後は、人間の固有の尊厳に由来する、平等でかつ奪い得ない人権を保障し、人権および自由の普遍的な尊重および遵守をする義務を各国が負っていることが、世界人権宣言をはじめ国際人権規約で定められた。

そしてこの人権は一人一人に保障されるものであり人権の侵害に対しては、効果的な救済を受ける権利を有すると定められている。

世界人権宣言第八条では、「すべて人は、憲法または法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する」と定めている。

また、日本も批准している、国際人権規約B規約第二条三項aは、「この規約において認められる権利または自由を侵害されたものが、公的資格で行動するものによりその侵害が行われた場合にも、効果的な救済措置を受けることを確保すること」と定めている。

更に、国際人権規約B規約第九条五項、ヨーロッパ人権条約第五条五項は、「賠償を受ける強制可能な権利」と定め、拷問禁止条約は、拷問の被害者に対して、救済および「できるかぎり十分なりハビリテーション」のための手段を含む、公正かつ十分な補償を受ける強制可能な権利」を与える規定をおく(第一四条一項)。

このように、国際人権法においては、権利を侵害された被害者の補償を受ける権利を定め、更に、これを効果的な救済を受けることのできる「強制可能な権利」であると定めている。

国際人権諸機関の関連する決定および見解の中では、例えば、規約人権委員会は、締結国が違反を救済する

効果的な措置をとる義務を負うとの意見を述べたことに加えて、違反の性質や被害者の状態によって、必要とされる救済措置について締約国が以下のような義務を負うとの見解を表明してきた。

I. 事実を調査すること、II. それについて適当な行動をとること、III. 責任があるとされた者を裁判にかけること、IV. 被害者に対し、規約が規定し、および保障する取扱を行うこと、V. 被害者に医療を提供すること、VI. 被害者または、その家族に対して補償を支払うこと

また、委員会の見解では、身体に対する傷害や損害のみならず精神的な傷害や損害についても、補償の金額または性質を決定するための基礎とされてきた。

違反行為を犯した国家が対世的な性質を有する人権に関する義務に違反した場合には、国際社会全体に対して国家責任を負う。そしてこれまでの判例法を要約すると、次の点について国家の責任を発生されるとされている。すなわち、1. 事実の調査、2. 責任者を裁判にかけること、3. 被害者に補償することである。

このように、国際人権法、国際人道法の違反に対する国家責任の結果として生じる義務は違反行為を犯した国の事実上の管轄下にあり、これらの違反による被害者である個人または集団の側における対応した権利を必然的に生じさせる。

国際法の下でこれら被害者に付与されている主要な権利は、効果的な救済と正当な賠償を求める権利である。

2、原告らの損害賠償請求権

被告の原告らに対する前記行為が戦争犯罪に該当するものであり、重大な人権の侵害行為であることは前記のとおりである。

従って、被告は前記各条約および国際慣習法の違反行為に対して国家責任を負うものであり、原告らは被告に対して、効果的な救済と正当な賠償を求める権利を有する。

右の結論は、関係条約諸規定によっても支持される。即ち

(一) ハーグ条約はその第三条においては「前記規則の条項に違反した交戦当事者は、損害ある時はこれが賠償の

責任を負うべきものとす。交戦当事者は、その軍隊を組成する人員の一切の行為に責任を負う」と定め、交戦当事国の損害賠償責任の規定をおいている。

賠償を支払う国際的義務とは、交戦当事者が自ら、規則に違反して引き起こした損害に対して責任を負うことを意味し、損害とは、戦争法規に違反する行為から生じた個人または財産に対してもたらされた損害をさす。この損害賠償責任の規定はこれまでの諸条約にはおかれていなかったが、一九〇七年の平和会議において、ドイツの代表のファン・グンデルが「もしも、法規慣例に関する規則違反によって損害を被った被害者が政府に損害賠償を請求できず、加害者の将校や兵士にしか請求できないとすれば、それは賠償を取得するあらゆる可能性を被害者から奪うに等しい。従って、政府は責任から免れてはならない。」と発言してこれの規定がおかれたという経過がある。

第三条の規定および規定がおかれるに至った経過、ならびに、ハーグ条約、規則が個人の権利を定める規定の仕方をとらず、締約国の義務のかたちをとっていることからしても、これは加害国の被害者に対する賠償責任を定めたものである。

(二) また、この損害賠償責任の規定はその後の条約にも引き継がれている。すなわち、一九四九年に採択されたジュネーブ四条約は、第一条約は、五一条で、第二条約は五二条で、第三条約は一三一条で、第四条約は一四八条で、締約国の責任として、「締約国は、前条に掲げる違反行為に関し、自国が負うべき責任を免れ、または他の締約国をしてその国が負うべき責任から免れさせてはならない」と定めている。

ジュネーブ四条約は、条約に対する重大な違反行為を行いまたは、行うことを命じたものに対する有効な刑罰を定めるために必要な立法を行うことを約束する、と定め、捜査し、公判にかけなければならないと定め、うえ上記の規定をおいているのである。

ジュネーブ条約の追加議定書では、第九一条で責任の規定をおき「諸条約または、この議定書に違反した締約国は、必要な場合には、賠償を支払う責任を負う。紛争当事国は、自国の軍隊を構成する者が行った全ての行為について責任を負う。」と定めているのである。

このように、ハーグ条約第三条の被害者に対する加害国の賠償、補償責任はジュネーブ諸条約、ジュネーブ条約の追加議定書でも繰り返し定められてきているところであって前記のとおりハーグ条約を批准していた日本は同条約第三条により、同条約および付属規則違反について、被害者に対して賠償責任を負っているものであり、原告らは被告に対し、直接的損害賠償請求権を有するのである。

四、国内法違反と原告らの損害賠償請求権

1、日本の刑法の定め

日本においても、明治四十一年に施行された刑法は第一九九条で殺人罪を、第二〇四条で傷害罪を規定し、第三条でこれらの犯罪については日本国民が国外で犯した場合も処罰することになっていた。

2、中国刑法の定め

当時の中国刑法（一九三五年一月一日国民政府公布、同年七月一日施行。なお、一九二八年三月一〇日国民政府公布、同年九月一日施行の旧刑法は、刑が新刑法より重いが罰条はほぼ同じであり、原告らが被害を受けた事件は、いずれも一九三七年から一九四三年に発生しているので、新刑法による）は、次のとおり定める。

〔第一章 妨害風化罪〕

第二二一条 暴行、脅迫、薬劑、催眠術あるいはその他の方法により抗拒不能にいたらしめ、婦女に対し姦淫をなしたものは強姦罪とし五年以上の有期懲役に処す。

一四歳未満の女子に対し姦淫なしたものは強姦をもって論ず。

前二項の未遂犯はこれを罰す。

第二二二条 二人以上で前条第一項あるいは第二項の罪を犯したものの、共同輪姦者は無期懲役あるいは七年以上の有期懲役に処す。

第二二三条 強姦罪を犯しかつ故意に被害者を殺した者は死刑に処す。

第二二六条 第二二一条、第二二四条あるいは第二二五条の罪を犯し、これにより被害者を死に至らしめたる者

は無期懲役あるいは七年以上の有期懲役、重傷に至らしめたるものは七年以上の有期懲役に処す。

これにより被害者をして羞恥から自殺に至らしめあるいは自殺を図って重傷に至らしめた者は七年以上の有期懲役に処す。

〔第二章 殺人罪〕

第二七一条 人を殺したる者は、死刑、無期懲役あるいは一〇年以上の有期懲役に処す。

前項の未遂犯はこれを罰す。

第一項の予備をなした者は二年以上の有期懲役に処す。

3、国際不法行為における準拠法

法例第一一条一項は、不法行為に基づく損害賠償請求権については、その原因たる事実の発生したる地の法律によると定める。

被告が前記の不法行為を行った、いわゆる行動地も、原告らが被害にあった損害の発生地ともに、中国であるので、本件については、いずれも当時の中国法が適用されることになる。

4、中国における不法行為法

日本軍が原告王金淑、同王國平、同王亦兵、同王桂蘭、同王玉佐、同王玉孔の父亡王耀軒および同王慧敏の兄亡王東升、同敬蘭之の夫亡朱之盈に対した行為は、前記中国刑法第二七一殺人罪に該当する。

また原告李秀英に対してなした行為は、中国刑法第二二六条に定める強姦致傷罪に該当する。

また原告熊高飛に対してなした行為も殺人未遂罪に該当する。

(二) 中国民法における不法行為、損害賠償の規定

一九二九年一月二二日、国民政府公布、一九三〇年五月五日施行の中国民法第一八四条は、故意または過失により他人の権利を不法に侵害したる者は損害賠償の責任を負うと定め、第一八五条は、共同不法行為者は連帯して損害賠償責任を負うと定め、第一八六条は公務員が故意に職務の執行について第三者に損害を与えた時は損害賠償責任を負うと定める。

第一八八条は、使用者は連帯して損害賠償責任を負う、使用者が雇い人の選任およびその職務の執行の監督について相当の注意をなしたる時は賠償責任を免れると定める。

しかし、同条において、このために被害者が損害賠償を受けることができない時は、裁判所は、請求により、被害者の経済状況を斟酌して、使用者に、全部または一部の損害賠償を命ずる、この場合は使用者は被雇者に對して求償権を有すると定める。

また第一九三条は、他人の身体、健康を不法に侵害した者は労働能力の喪失あるいは減少、生活上の需要の増加に對して損害賠償責任を負うと定める。

(三) 被告の責任

しかしして被告は、原告らに對し、中国民法第一八四条、同第一八五条、同第一八八条、同第一九三条にもとづく損害賠償義務が存する。

五、個人請求権の不消滅について

日本政府の戦争犯罪に對する補償についての見解は、「先の大戦にかかわる賠償、財産、請求権の問題については、日本政府としては、サンフランシスコ講和条約、二国間の平和条約およびその他の関連する条約等に従って誠実に対応してきている。例えば、韓国との関係で言えば、一九六五年の協定によると日韓両国およびその国民の間の請求権に関する問題が完全かつ最終的に解決されたことが確認されている。従って、国際法上も外交上も、この問題に關し日本政府による国家間の賠償はできない。」とするものである。

しかしながら、そもそも、国家は別個の法主体である個人の請求権を放棄することはできない。

更に、日本政府の言う、解決済とする見解は中国に關しては全くあてはまらないものである。

すなわち、中国はサンフランシスコ講和會議に招請されておらず、一九七二年九月二九日に發表された日中共同聲明以外に両国間に、条約、協定等は存在しない。

もともと、日中国交回復の原則として中国が掲げたものは、第一は北京政府が唯一の合法政府であるということ、第二に台湾の帰属、第三に一九五一年に中華民国との間に結ばれた日華平和条約の効力の問題であったが、日中共同声明という形でこれらの問題を政治的に決着したものであった。

日中共同声明（日本国政府と中華人民共和国政府の共同声明）第五は、「中華人民共和国政府は、日中両国国民の友好のために、日本国に対する戦争賠償の請求を放棄することを宣言する」としている。

日華平和条約では、交換公文において、「中華民国に関して、中華民国政府の支配下に現にあり、または今後入るべき領域に適用がある旨の我々の間で達した了解」とされ、適用地域を限定していたが、日本政府は北京政府との交渉では逆に、中国本土についても賠償問題は日華平和条約で解決済と主張し、放棄すべき請求権がないので、「戦争賠償の請求を放棄」と共同声明に記載したものであるとしている。

すなわち、共同声明によって賠償請求権を放棄させたものではないとするのが、日本政府の見解であった。

日華平和条約が地域限定性をもつものであることは、交換公文より明らかであるから、中国本土とその国民との関係では、中国の戦争賠償の請求権の放棄もなされていないと解することができる。

国家間の賠償請求権についてもこのような問題があるが、そもそも、共同声明では、被害を受けた中国国民の被害の賠償請求権については何らふれられておらず、中国国民への被害補償はなされていない。

従って、日中共同声明によっても中国国民の被害の賠償請求権は放棄されておらず、中国国民の被害補償については何ら解決していないのである。

一九九二年三月一日、全国人民代表大会に民間人の戦争被害の賠償を要求する法案が議員立法として提出される動きに対して、中国の外務省スポークスマンは賠償問題は両国政府間では解決済との見解を表明しながら、「一部の中国人被害者が日本と当事者として接触することは、我々の干渉するところではない」と民間の被害賠償請求の動きを黙認する姿勢をとっていた。

一九九五年三月七日には、銭其シン副首相兼外相が、全国人民代表大会で台湾省代表の質問に答えて、日中共同声明で放棄したのは国家間の戦争賠償であって、「個人の賠償までは含まれない」としたうえ、民間賠償を求める

国民の動きを阻止しないとこたえたと報道されているところである。

このように、いずれにしても、原告らの損害賠償請求権が放棄されたことはない。

第七、原告らの蒙った損害について

一、原告王金淑・王國平・王亦兵・王桂蘭・王玉孔（王耀軒の遺族）について 王耀軒は、前述のとおり、一九四三年、大連の日本憲兵隊によって逮捕、七三一部隊に送致され、後、殺害された。原告王金淑（一九一八年生）・王國平（一九二八年生）・王亦兵（一九三一年生）・王桂蘭（一九三三年生）・王玉佐（一九三五年生）・王玉孔（一九三八年生）は、王耀軒の子供であるが、一家の支柱であった父王耀軒を失ったことにより、精神的よりどころを失い堪え難い苦痛を受けるとともに、経済的にも長年にわたり貧しい生活を余儀なくされることとなった。

右経済的精神的苦痛に鑑みれば、原告王金淑・王國平・王亦兵・王桂蘭・王玉孔の全損害を金銭的に評価すると、金二〇〇万円を下らないことは明らかである。

二、原告王慧敏（王東升の遺族）について

王東升は、前述のとおり、一九四三年、日本の憲兵隊によって逮捕、七三一部隊に送致され、後、殺害された。原告王慧敏（現在六九歳）は、王東升の妹であるが、一家の支柱であった兄王東升を失ったことにより、精神的よりどころを失い堪え難い苦痛を受けるとともに、経済的にも貧しい生活を余儀なくされることとなった。

右経済的精神的苦痛に鑑みれば、原告王慧敏の損害を金銭的に評価すると、金二〇〇万円を下らないことは明らかである。

三、原告敬蘭芝（朱之盈の遺族）について

前述のとおり、一九四一年、原告敬蘭芝（一九二二年生）及びその夫である朱之盈は、日本の憲兵隊によって逮

捕され、拷問を受け、朱之盈は、七三一部隊に送致され、殺害された。原告敬蘭芝は、自ら拷問を受け、著しい肉体的精神的苦痛を被るとともに、一家の支柱であった夫朱之盈を失ったことにより、以後五〇年余にわたり、精神的よりどころを失い堪え難い苦痛を受け、経済的にも貧しい生活を余儀なくされた。

右経済的精神的苦痛に鑑みれば、原告敬蘭芝の損害を金銭的に評価すると、金二〇〇〇万円を下らないことは明らかである。

四、原告李秀英について

原告李秀英（一九一九年生）は、前述のとおり、一九三七年、日本兵から頭、足、腹部等三七か所を刺され、身ごもっていた子供も流産した。現在も、顔や歯に傷跡が残り、毎日痛みが襲う後遺症を負っている。原告李秀英は、日本兵による加害行為時、自ら死の恐怖を味わうとともに、身ごもっていた胎児を殺されるという筆舌に尽くし難い精神的苦痛を被った。また、三七か所をめた刺しにされるという著しい肉体的苦痛を被った。そして、右後遺症を負い、胎児の生命を失うことにより、以後約六〇年にわたり肉体的精神的苦痛を受け続けたのである。

右肉体的精神的苦痛に鑑みれば、原告李秀英の損害を金銭的に評価すると、金二〇〇〇万円を下らないことは明らかである。

五、原告高熊飛について

原告高熊飛は、前述のとおり、一九四三年、日本軍の無差別空爆により、右腕を失った。その際、母邵鑄華も右腕を失った。原告高熊飛は、当時、四歳であった。以来、原告高熊飛は、五〇年余にわたり、肉体的精神的に多大な苦痛を受けるとともに、経済的にも貧しい生活を余儀なくされた。

右肉体的精神的苦痛に鑑みれば、原告高熊飛の損害を金銭的に評価すると、金二〇〇〇万円を下らないことは明らかである。

よって、原告らは請求の趣旨のとおり請求を行うものである。

立証方法

必要に応じ口頭弁論において提出する

付属書類

一、委任状

通

一九九五（平成七）年 月 日

東京都新宿区本塩町四丁目四番 祥平館ビル九階

東京中央法律事務所（電話〇三―三三五三―一九二一）

右原告ら代理人

弁護士 尾 山 宏

東京都文京区本郷二丁目一番六号 谷ビル五階

文京協同法律事務所（電話〇三―三八一八―六一五二）

同 小野寺 利 孝

東京都千代田区四番町八 東郷パークビル四階

青葉総合法律事務所（電話〇三―三三二二―五三六一）

同 渡 辺 春 己

東京地方裁判所

民事部

御中

当 事 者 目 録

1、中華人民共和国南京市解放路端金北村三七幢四〇五室
原告 李 秀 英

2、同 天津市河西区体院北濱水南里四四門二〇九号
原告 王 金 淑

3、同 沈陽市南塔街九号楼一单元六—二号
原告 王 國 平

4、同 沈陽市南塔街二一号六門
原告 王 亦 兵

5、同 北京市石景山發電総 高井九号楼二二一号
原告 王 桂 蘭

6、同 貴州省平 県二〇七信箱生産科毛料庫
原告 王 玉 佐

7、同 河北省 台市鋼鐵公司計控処
原告 王 玉 孔
年 令（生年）一九三八年生

8、同 北京市崇文区天橋南大街甲八六号
原告 王 慧 敏

9、同 哈 濱市動力区哈平六道街一〇号六棟四門三樓三号
原告 敬 蘭 芝

10、同 浙江省杭州市文一路翠苑新 四区三棟一单元四〇五室
原告 高 熊 飛

右原告一〇名代理人

弁護士 尾 山 宏

外別紙代理人目録記載のとおり

東京都千代田区霞ヶ関一丁目一番一号

被告 国

右代表者 法務大臣 前田 勲 男